お亡くなりになられた後の手続きについて

※ 各手続きのために来庁する場合は、手続きされる方の本人確認書類が必要です。
※ 亡くなられた方が明石市民でない場合は、住所地の各担当課へお問い合わせください。

【略語について】
総合窓口：あかし総合窓口
センター ：各市民センター
ＳＣ ：各サービスコーナー
◎ ・・・ 手続きが必要です。
△ ・・・ 市より通知がきます。
☆ ・・・ お問合せが必要です。

①世帯主が亡くなられた場合、新しい世帯主には、世帯の中で一番近しい方を選んでおります。別の方に世帯主を変更される場合は、届出が必要です。（明石市役所、総合窓口、センター、ＳＣで手続可）
②外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書を出入国在留管理局に返却が必要です。（送付先：〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎９階　東京出入国在留管理局おだいば分室）
③印鑑登録証をお持ちの方は返却又は、各自で処分してください。
④マイナンバーカードは、相続等諸手続に必要な場合があります。手続完了後は、各自で処分してください。
※担当窓口：市民課　☎078-918-5019（市役所２階３番窓口）

□ア　後期高齢者医療制度に加入されていた方（明石市役所、センター、総合窓口（注１）で手続可能）

●担当窓口：長寿医療課（市役所2階9番窓口）☎078−918−5165

◎葬祭費の請求 ⇒

【手続者】喪主
【持ち物】亡くなった方の資格確認書
喪主がわかる書類
（会葬礼状等、無い場合は喪主が記入した葬祭費申立書）
喪主の口座番号がわかるもの（預金通帳等）
喪主の本人確認書類（喪主以外の場合は手続者）
※喪主以外が申請・受領する場合は喪主が記入した委任状が必要

葬祭費は喪主の口座に振り込まれます。

◎後期高齢者医療資格確認書、各種認定証をお返しください。
☆保険料の納付相談、高額療養費の支給等振込口座及び送付先の変更は担当窓口まで。

□イ　国民健康保険に加入されていた方（明石市役所、センター、総合窓口（注１）で手続可能）

●担当窓口：国民健康保険課（市役所2階11・12番窓口）☎078−918−5022

↓電子申請はこちら

◎葬祭費の請求 ⇒

【手続者】喪主
【持ち物】亡くなった方の資格確認書
喪主がわかる書類（会葬礼状等）
口座番号がわかるもの（預金通帳等）
手続者の本人確認書類 ※喪主以外は委任状が必要

◎亡くなった方が世帯主の場合、資格確認書の世帯主変更が必要 ⇒

【手続者】世帯員、喪主
【持ち物】世帯員の資格確認書

△死亡届を受付した月の翌月中旬に国民健康保険料変更通知書を送付します。
△高額な医療費を支払った方 ⇒ 該当する場合は、高額療養費等の支給申請書を送付します。
☆保険料の納付相談、口座振替、書類送付先の変更は担当窓口までお問合せください。

□ウ　介護保険被保険者証をもっていた方（明石市役所、センター、総合窓口（注１）で手続可能）

●担当窓口：高齢者総合支援室（介護保険担当）（市役所2階8番窓口）☎078-918-5091

◎介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお返しください。(郵送可)

△介護保険料の還付がある場合 ⇒ 還付通知を送付します。
△高額介護サービス費の償還払いが発生し、振込不能となった際は、振込先の変更用紙を送付します。
☆介護保険関係書類送付先の変更があれば、届出が必要となります。介護保険担当へご相談ください。

□エ　障害者手帳をもっていた方（明石市役所で手続可能）

●担当窓口：障害福祉課（市役所1階）☎078-918-1344

◎身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び各種受給者証、優待乗車券（期限内）をお返しください。（総合窓口、郵送可）

☆兵庫県扶養共済制度、特別障害者手当等の対象者、重度障害者医療費助成償還金の振込先口座の変更がある場合、担当窓口へお問合せください。

□オ　石ケ谷墓園のお墓の名義人であった方（明石市役所で手続可能）

●担当窓口：公園・海岸課（市役所7階）☎078−918−5265

◎名義人の変更をしてください。 ⇨

【手続者】承継者（新使用者）　※代理可能
【持ち物】承継者の住民票（本籍記載のもの）
承継者と被承継者の続柄のわかる戸籍謄本等
使用許可証書換え手数料250円

□カ　市営住宅に入居されていた方（明石市役所で手続可能）

●担当窓口：住宅課（市役所7階）☎078-918-5044

◎住宅課への届出が必要です。 ⇨

【手続者】親族の方（配偶者、子、父母等）

☆必要な書類は住宅課にてお渡しします。

□キ　上下水道の名義人の方

◎名義人の変更または閉栓の手続き ⇨

(65歳以上の一人暮らしの方で、一定の要件を満たす方は、水道料金の減免が可能です)

【手続者】遺族等（同居人、死亡手続来庁者等）
お電話でのお申込み ☎078−915−0270
●明石市水道料金お客様センター（**分庁舎2階**）
毎日営業中：1月1日～3日除く
受付時間：午前9時00分～午後4時30分

□ク　その他の手続き

(1) 年金について	年金に関する手続きは、明石年金事務所にお問合せください。
●明石年金事務所（明石市鷹匠町12番12号）☎078−912−4983	
(2) 農地を相続される方	農業委員会への届出が必要
●担当窓口：明石市農業委員会事務局（市役所西庁舎2階）☎078-918-5063	
(3) 犬を飼われていた方	犬の所在地の市町村に所有者（飼い主）変更届が必要
●担当窓口：あかし動物センター ☎078-918-5797 **大久保町大窪 2747-1**	
(4) シニアいきいきパスポート、敬老優待乗車券等	返却してください。（来庁困難時は自宅廃棄可）
●担当窓口：高齢者総合支援室（高年福祉担当）（市役所2階8番窓口）☎078-918-5166	
(5) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子家庭等医療費	亡くなられた方が受給者の場合、変更申請必要
(6) 母子父子寡婦福祉金貸付金を借受中又は償還中の方	担当窓口へご相談ください。
●担当窓口：児童福祉課（市役所議会棟1階3番窓口）(5)☎078-918-5027　(6)☎078−918−5182	
(7) 特定医療費（小児慢性・指定難病）受給者証をお持ちの方	返却してください。（センターで手続可能）
●担当窓口：健康推進課（あかし保健所3階）☎078-918-5657 **大久保町ゆりのき通 1 丁目 4-7**	

（注1）総合窓口・・曜日、時間帯によって取り扱いのできる業務が異なります。
詳しくは各窓口にお問い合わせください。

明石市の各施設案内図

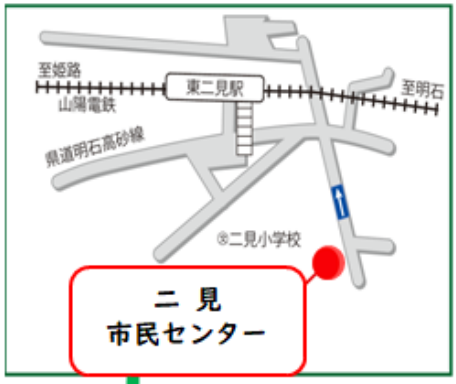
至姫路
山陽電鉄
東二見駅
至明石
県道明石高砂線
㊝二見小学校
二 見
市民センター

国道2号線
高齢者
ふれあいの里
魚住
消防署
魚住分署
明石西郵便局
山陽本線
JR魚住駅
至加古川
新幹線
至明石
魚 住
市民センター

大久保 I.C.
明石クリーン
センター
石ケ谷
公園
第2神明道路
あかし
動物センター
明石北高校
大久保駅
大久保
市民センター

大久保
市民センター
国道2号
㊝
大久保小学校
コンビニ
JR大久保駅
至加古川
山陽本線
至明石

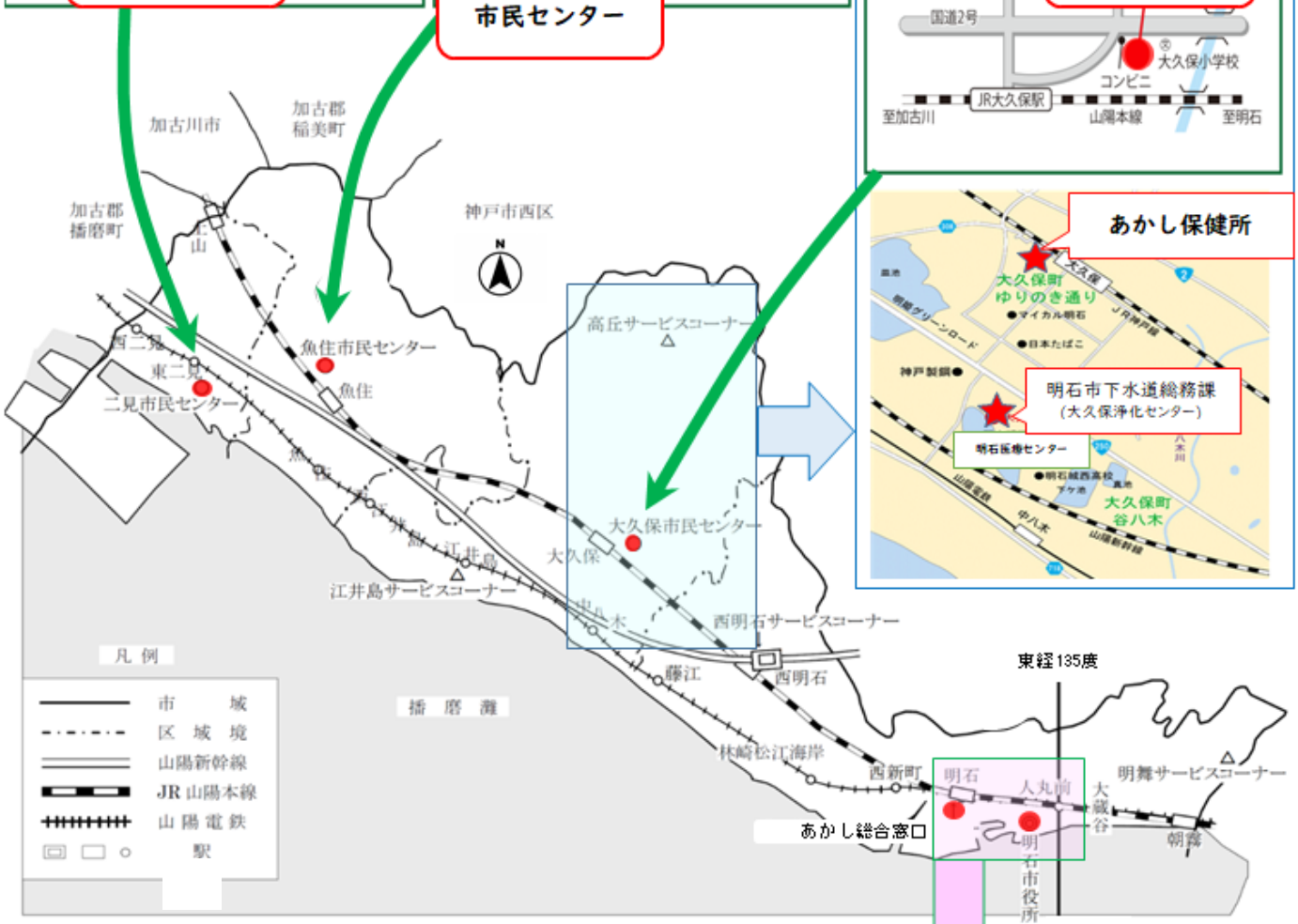
加古川市
加古郡
稲美町
加古郡
播磨町
神戸市西区
N
西二見
東二見
二見市民センター
魚住市民センター
魚住
高丘サービスコーナー
大久保市民センター
大久保
江井島
江井島サービスコーナー
中八木
西明石サービスコーナー
藤江
西明石
林崎松江海岸
西新町
明石
人丸前
大蔵谷
明石市役所
明舞サービスコーナー
朝霧
あかし総合窓口
東経135度
播 磨 灘
凡 例
市 域
区 域 境
山陽新幹線
JR 山陽本線
山 陽 電 鉄
駅

あかし保健所
大久保町
ゆりのき通り
マイカル明石
日本たばこ
明石市下水道総務課
(大久保浄化センター)
明石医療センター
大久保町
谷八木

あかし市役所付近案内図
明石公園
ＪＲ明石駅
山陽明石駅
あかし総合窓口
パピオスあかし６Ｆ

明石年金
事務所
明石公園
アスピア
明石
天文
科学館
至姫路
JR明石駅
山陽明石駅
人丸前駅
山陽本線
至神戸
㊝大観小学校
国道2号線
明石
郵便局
県道明石高砂線
明石川
勤労福祉会館
市民会館
中崎小学校
あかし総合窓口
北庁舎
(旧保健センター)
明石市役所

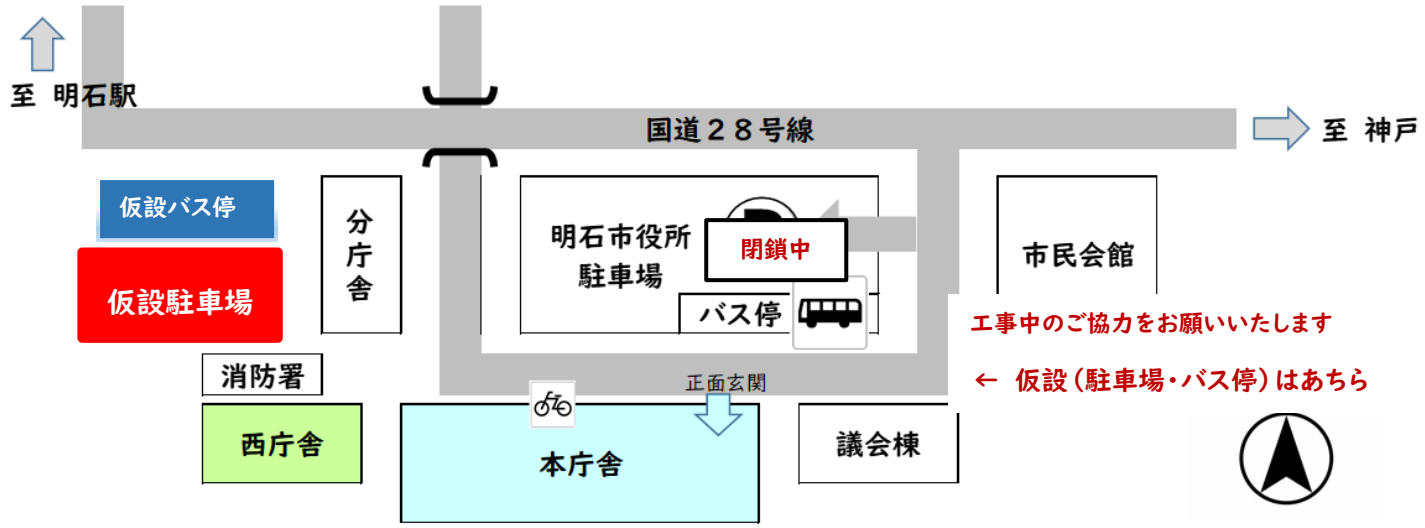
至 明石駅
国道２８号線
至 神戸
仮設バス停
仮設駐車場
分庁舎
明石市役所
駐車場
閉鎖中
バス停
市民会館
工事中のご協力をお願いいたします
← 仮設（駐車場・バス停）はあちら
消防署
西庁舎
正面玄関
本庁舎
議会棟

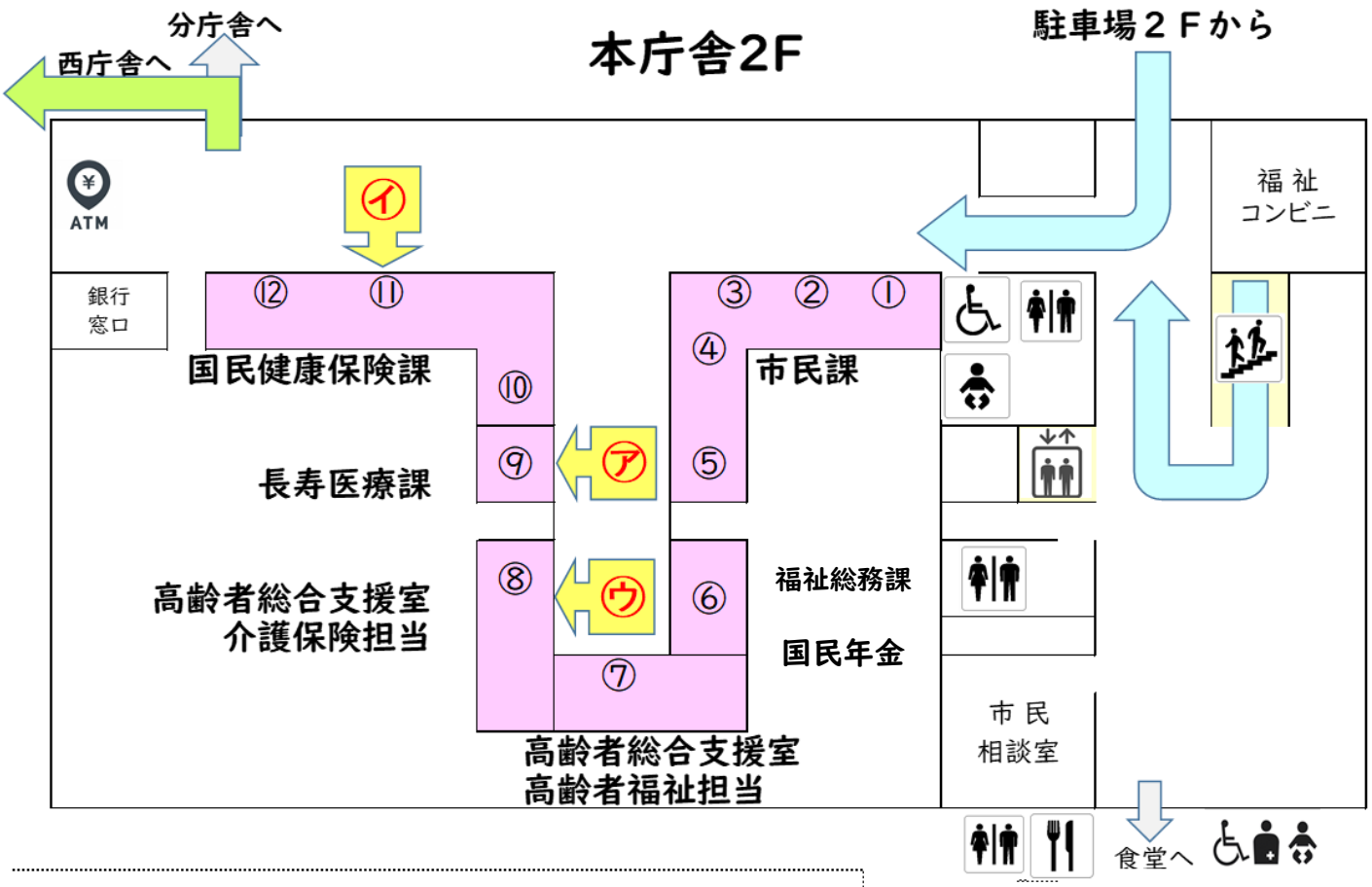
本庁舎2F
分庁舎へ
西庁舎へ
駐車場２Ｆから
ATM
イ
福 祉
コンビニ
銀行
窓口
⑫
⑪
③
②
①
④
国民健康保険課
⑩
市民課
⑨
ア
⑤
長寿医療課
⑧
ウ
⑥
福祉総務課
高齢者総合支援室
介護保険担当
⑦
国民年金
市 民
相談室
高齢者総合支援室
高齢者福祉担当
食堂へ

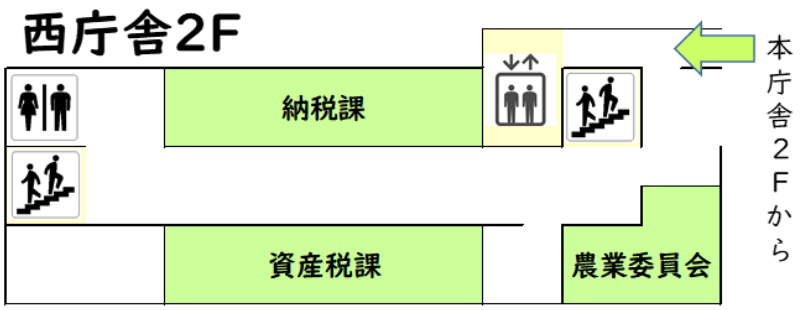
西庁舎2F
納税課
資産税課
農業委員会
本庁舎２Ｆから

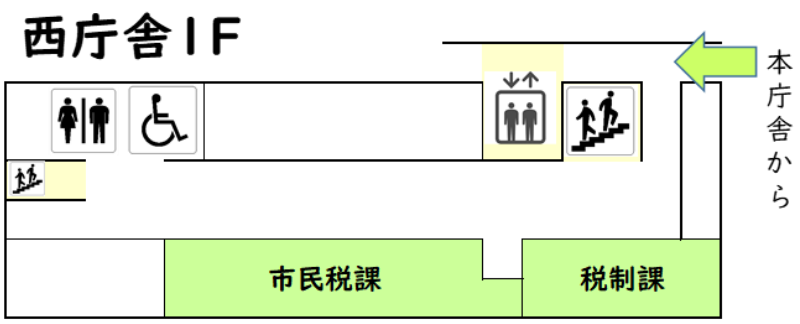
西庁舎1F
市民税課
税制課
本庁舎から

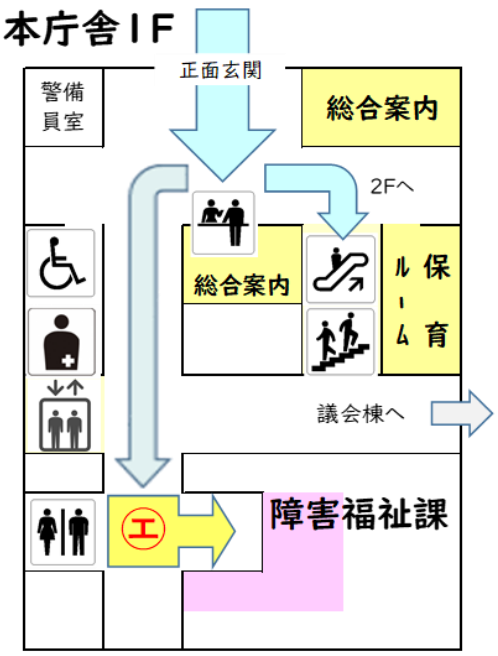
本庁舎1F
正面玄関
警備
員室
総合案内
2Fへ
総合案内
保育ルーム
議会棟へ
エ
障害福祉課